

**中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書【静岡県】**

**意見書**

**平成 26 年 1 月**

**静岡市**



## はじめに

静岡市は、3,000m級の山々が連なる南アルプスから水深 2,500mの駿河湾へとつながる世界でも極めて珍しい標高差 5,500mという自然環境を有しており、私どもは、その山、川、海の自然や生きものたちから得られる多くの恵みによって、豊かな経済活動を営んでおります。

特に、南アルプスの麓に暮らす人々は、その自然から生活の糧を得るとともに、南アルプスを信仰の対象としながら独自の生活文化を育んできました。そこには、自然と人との共生関係が息づいています。

静岡市では、これらを踏まえ、その顕著で普遍的な価値を持つ南アルプスの保全に努め、将来に継承していくとともに、その価値を高めて人類共有の財産とすべく、平成 19 年に山梨、長野、静岡の 3 県関係 9 市町村と共に南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を設立し、世界自然遺産登録に向けた取組みを進めてきました。

また、平成 23 年からは、世界自然遺産の実現に向けての一里塚として、自然と人間社会との共生を目的とするユネスコエコパークの登録に取り組んでまいりました。そして、昨年 9 月には、国内推薦の決定を受け、国からユネスコ本部に申請され、いま、登録の正式決定を待っているところです。

このような地域において、中央新幹線（東京都・名古屋市間）建設事業（以下「本事業」という。）が推進されることとなり、南アルプスの豊かで多様な自然環境に多大な影響を与えるものとなることが懸念されております。

静岡県域における事業実施計画では、全てがトンネル構造であることから、構造物の存在による地下水の水位等の変化が下流域の生活や経済活動に影響し、工事排水により河川の水質汚濁や水底・河岸環境に影響が生じるほか、トンネル工事に伴う掘削土の処理及び地表部の構造物の存在が周辺の生態系や景観に与える影響は大きいものと考えられます。特に、今回の環境影響評価においては、十数年の長期に亘る工事期間中の事業活動による周辺環境や住民生活に及ぼす影響に対して、その保全と対策に万全を期することが重要となります。

私どもが目指す世界自然遺産で求められるクライテリアは非常に高く、本事業と世界自然遺産登録との両立は難しいと言われております。また、ユネスコエコパークについても同様に、本事業が登録の阻害要因となる可能性が極めて高いと考えます。

よって、事業者には、本事業の推進において、南アルプス地域の自然環境を保全し、ひいては、私どもの進めるユネスコエコパーク登録の取組みとも整合を図ることを求めるものです。

以上、環境影響評価法第 20 条第 2 項の規定に基づく市長意見を提出いたします。

## I 総括事項

静岡県域においては、供用開始後はもちろんのこと、工事期間中の事業活動が周辺環境に及ぼす影響を的確に評価することが重要である。また、本事業が安心・安全であるという認識が得られるよう、以下の事項に配慮されたい。

- 1 今後の工事計画、工事方法、工事手順等が一般に理解されるよう、評価書の内容を具体的かつ分かりやすい内容とした上で、これを適切に公表し丁寧に説明すること。
- 2 評価書作成の前段階から関係自治体及び専門家等との意見交換に努め、必要な場合には計画の見直しを検討し、評価書及び工事実施計画書を作成すること。
- 3 想定される構造物については、イメージ図等を用いて分かりやすく評価書に記載すること。特に、地表部の構造物については、位置・規模も含め詳細に記載すること。
- 4 本事業計画及び南アルプスの地域特性を踏まえ、次の個別事項で述べるとおり、工事着工後の事後調査と情報公開を適切に実施するとともに、環境保全措置の実効性を確保するための環境監視体制を整備し、関係者との協議調整を図ること。
- 5 工事車両の通行が想定される県道及び市道については、早期に道路管理者と協議すること。また、通行に当たっては、沿道の生活環境に影響を及ぼさないよう、必要な調査やモニタリング等を行い、適切な環境保全措置を講じ、その結果を報告すること。
- 6 本事業の実施に当たっては、事業者のみならず、すべての工事従事者が南アルプスの自然を十分に理解・認識することが必要である。そのため、事業者は工事従事者への教育及び指導、並びに作業管理を徹底し、その内容を随時報告すること。

## II 個別事項

南アルプスの地域特性と、極めて貴重な自然環境を保有していることを踏まえ、以下の8項目について、適切な調査、予測及び評価、並びに環境保全措置が図られるよう配慮されたい。

### 1 大気質

- (1) 大気安定度等を求めるために不可欠な現地の気象観測点は1地点のみであり、この地点のデータのみですべての拡散計算を行うことには問題がある。このため、予測結果を検証するためのモニタリングを実施し、求めに応じてその結果を報告すること。
- (2) 対象事業実施区域の地理的状況や気象状況を踏まえ、フュミゲーションに相当する状況をもたらす気象状況などでの拡散計算による環境影響評価を行い、極端条件下での環境影響がどのような状況になるのかを把握し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
- (3) 予測に用いた大気の拡散計算については、山岳地形であることを踏まえて他の予測手法についても検討し、その結果を比較した上で手法の妥当性について検証すること。

また、予測に用いた手法の詳細とその根拠について評価書に記載すること。

- (4) 濃度予測計算で重要な拡散パラメータ値や境界条件データなど、予測計算に用いた数値について評価書に記載すること。
- (5) 建設機械の稼働による影響について、通常の平面とは異なる山岳地形であることを踏まえて定量的な予測を行い、発生源を中心とする濃度分布図等を用いて影響がないことを分かりやすく評価書に記載すること。
- (6) 発生土置き場における運搬車両からの積載土砂の積み下ろし時の粉じんについて、周辺環境及び登山客等に影響を及ぼさないよう、飛散防止対策等の環境保全措置を講ずること。また、その旨を評価書に記載すること。

## 2 騒音、振動

- (1) 工事中は継続したモニタリングを実施し、測定結果の公表及び説明など、周辺住民等に適切に対応すること。
- (2) 発生源と予測地点との関係や、騒音レベルに影響を及ぼしている要因を含めた予測地域全体の詳細な状況と測定地点の選定理由について、評価書に記載すること。
- (3) 暗騒音に河川が大きく影響しているのであれば、河川の影響のない同類地点での現況騒音の状況を把握し、参考値として評価書に記載すること。
- (4) 建設機械の稼働による影響について、発生源からの距離減衰による騒音レベルを定量的に予測し、影響がないことを分かりやすく評価書に記載すること。
- (5) 振動についても、必要に応じて騒音と同様の対応を検討すること。
- (6) 非常口から発生する微気圧波の影響について、周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な対策を講ずること。また、影響がないのであれば、その旨を評価書に記載すること。

## 3 水環境

- (1) 河川上流部での毎秒2トン程度の水量減少は大きな変動値であり、自然環境や下流域の生活・経済活動をはじめ様々な影響が懸念される。そのため、本事業の実施に当たっては、現状の水質、水量を確保するための環境保全措置を講じ、その具体策を評価書に記載すること。また、以下の事項についても適切に対応すること。
  - ① 流量が減少した場合の代替水源の確保などの環境保全措置の実施に当たっては、代替水源の位置や方法を具体的に示すとともに、水利権の所在等についても明らかにすること。
  - ② 事後調査の結果については、定期的に関係自治体等へ報告するとともに、代替水源の確保を含む総合的な対策の検討及び実施に当たっては、関係者と継続した協議を実施すること。また、必要な場合は専門家の指導及び助言を受けて適切な環境保全措置を実施すること。

- (2) トンネルの工事及び鉄道施設の存在による水資源への影響について、準備書に記載されている内容だけでは減少した水がどのように散逸しているかが不明であるため、具体的な数値を記載し、解析過程と水収支を分かりやすく評価書に記載すること。
- (3) 700人程度の工事従事者が、十数年の長期に亘り生活をすることによる汚水や生活排水は莫大な量であり、極めて清澄な大井川の源流に影響を与えることは明らかである。特に、渇水期や冬期の結氷渇水期においては、宿舎等からの生活排水の影響は大きくなる可能性があるため、可能な限り高度処理設備を導入し、河川環境への影響がないよう環境保全措置を講ずること。また、その旨を評価書に記載すること。
- (4) 工事施工ヤードからの排水については、法令等に基づく排水基準のみに対応するのではなく、放流する河川の水素イオン濃度や流量に合わせた処理を行うこと。また、求めに応じその結果を報告すること。
- (5) 長大トンネルの掘削により、地下湧水への有害物質の含有や水素イオン濃度の変化も懸念されるため、有害物質を含む工事期間中のモニタリングを実施し、適切な処理を行うこと。また、求めに応じその結果を報告すること。
- (6) 工事の実施に伴うアルカリ廃液等の漏れなど、工事施工ヤードにおける管理を徹底すること。

#### 4 土壌環境・その他

- (1) 1箇所の現地調査結果で、「汚染された発生土の搬出による汚染はない」（準備書 8-3-2-6）としているが、発生土に含まれる重金属等の定期的な調査等を実施し、調査結果は求めに応じて報告すること。また、有害物質が検出された場合は適切に対応すること。
- (2) 大井川上流の樫島周辺及び伝付峠周辺には、特徴的な地形地質を観察できるジオサイト候補地がいくつか存在するため、林道の補修工事がそれらの候補地に影響を及ぼさないよう配慮すること。

#### 5 動物、植物、生態系

- (1) 大井川源流部に生息・生育する希少な動植物に対しては、静岡県版レッドデータブックの保護方針に沿って適切に対応すること。また、生物多様性の保全を考慮して施工するために、生物多様性オフセットを導入し、その状況は事後調査において確認すること。なお、この場合、周辺の生物群集への影響について調査し、影響がないことを確認するとともに、教育目的での利用が図られるよう配慮すること。
- (2) 本事業では、工事施工ヤード、宿舎、発生土置き場など複数の発生源から1つの流域に排水することや、トンネル掘削等による水量の減少による河川環境への影響が懸念される。そのため、以下の事項について適切に対応すること。
  - ① 水質、水量の変化により、静岡県では極めて希少性の高いニホンアミカモドキ、オ

オナガレトビケラ、Protoplasma 属をはじめとする貴重な水生生物に影響を及ぼさないよう、不測の事態も想定した上で、本事業における排水対策に万全を期すこと。

- ② 水質・水量の変化については不確実性が高いことから、水生生物についても事後調査を実施し、調査結果に応じて適切な環境保全措置を講ずること。また、その旨を評価書に記載すること。
  - ③ 河川は線的な環境であることを踏まえ、濁水等の影響の及ぶ範囲について改めて予測するとともに、必要な影響の予測及び評価を見直し、評価書に記載すること。
- (3) 短期間での調査には限界があるため、長年の調査結果である文献の重要性を再認識し、その上で文献確認種についても生息を前提に環境保全措置を講ずること。特に、魚類のヤマトイワナや蝶類のオオイチモンジなど生息情報のある種については、その情報の把握に努め、必要な調査の実施及び環境保全措置を講ずること。
  - (4) 文献調査のみで確認された重要種に対する予測結果では、「一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される」(準備書 8-4-1-80~82) としているが、一見同質の環境に見えても、種ごとに微妙に異なる環境に生息し多様性を保持しているため、動物の各種の生息環境の把握については、植生図のみならずその種に対応した植生等の調査を実施するなど生息環境の把握に努め、適切な環境保全措置を講ずること。
  - (5) イヌワシ、クマタカについて、静岡県域で営巣場所は確認されていないものの、重要な生息エリアであることから、可能な限り正確に行動圏を把握するために、事後調査に当たっては、専門家の指導及び助言を受けて適切な調査地点を選定し、隣接県を含めた広域的な調査を実施すること。
  - (6) 騒音等により、貴重な猛禽類に影響を与えることがないように、専門家の指導及び助言を受けてさらなる環境保全措置を講ずること。
  - (7) 動物の調査結果については、調査場所、調査日、調査方法ごとに確認された生物種と個体数を評価書に記載するとともに、重要種の個体数を明らかにすること。
  - (8) 今回の調査では、調査区域内に生育する全ての貴重な植物を確認できているわけではなく、工事中に新たに確認される可能性があることから、あらかじめ移植について想定しておくこと。なお、重要な種の移植、播種に当たっては、植物園に類する施設を設けるなど、当該植物の生育を管理できる場所において実施すること。また、その旨を評価書に記載すること。
  - (9) 林道東俣線の整備に当たっては、周辺の動植物の生息・生育環境への影響がないよう、十分に環境に配慮した工法を採用するとともに、専門家の指導及び助言を受けて設計等を行うこと。
  - (10) 林道東俣線において、安全上必要な補修等を行う際は、新たな生息環境の創出などの代償措置を実施すること。この場合、新たに創出した環境の状況を事後調査において確認すること。

## 6 廃棄物等

- (1) 静岡県域においては、発生土処理による影響が大きいことから、具体的な処理方法や再利用・再資源化などの計画とその実効性を可能な限り明らかにすること。また、その内容について、評価書作成の前段階から十分説明し、関係者の合意を得るよう努めること。
- (2) 発生土置き場周辺の生物相や生態系、景観などの周辺環境に及ぼす影響について、具体的な位置・規模等を明らかにし、環境影響評価を実施すること。なお、評価書作成までに明らかとならない場合は、事後調査において実施し、その結果を適切に公表すること。
- (3) 南アルプスの稜線部には、第四紀以前に形成されたと考えられる小起伏面が残存しており、扇沢源頭部もそのひとつである。この小起伏面は、山梨県側からも静岡県側からも地すべり・崩壊による浸食が進み、面積が縮小しつつある不安定な領域である。そこに、重量物である発生土を積み上げることは重力不安定を促進し、発生土を含めた山体崩壊を促進するおそれがあり、下流部に重大な影響を与えかねない。また、発生土の運搬のために工事用道路（トンネル）を設置することは、発生土の増加や新たな環境変化を生むこととなるため、同地での発生土の処理は回避すること。
- (4) 燕沢平坦地については、千枚岳崩れの崩壊砂礫が大井川に流れ込み、その一部が周辺の広い河床面に広がり形成されたものと考えられる。また、同地はこれまで土石流の受け皿として、土石流を拡散・減速させ、下流側の狭窄部への土砂の流出を抑える役割を果たしてきたと考えられる。本事業において、同地に大量の発生土を置き、その保護のために擁壁を築くとすれば、自然環境と景観に影響を及ぼすため、新たな環境影響評価が必要である。さらには、土石流が発生した場合、直線的な人工的通路を通して一気に狭窄部に流入することにより、以前にも増して下流側への影響の拡大が懸念される。そのため、周辺の地形や同地の形成要因を適切に把握し、場所の選定及び構造に配慮すること。
- (5) 発生土置き場については、今回実施した調査結果に加え、必要に応じて地元関係者や専門家等への意見聴取により周辺環境の状況を十分に把握し、環境影響が明らかな場合は候補地を見直すこと。
- (6) 堆積された発生土が、地震動、水流、土石流、風の自然力等によって発生土置き場から飛散や流出がないように、場所の選定と構造等に万全の措置を講ずること。
- (7) 斜坑等の掘削及びそれに伴う発生土処理による自然環境への影響を低減するため、施工上の安全を確保した上で、斜坑等の計画について再検討すること。
- (8) 工事現場や宿舎等から排出される一般廃棄物の処理に当たっては、法令等及び静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づき適正に処理するとともに、廃棄物となるものをできる限り持ち込まないなど、発生抑制に努めること。



## 7 温室効果ガス

- (1) 本事業の実施に伴う温室効果ガス排出量を把握するとともに、温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。
- (2) 供用開始後はもちろんのこと、工事期間中の事業活動により排出される温室効果ガスについても、カーボン・オフセットによる削減対策を検討すること。

## 8 人と自然との触れ合い

- (1) 南アルプスの豊かな自然が育む多様な生物相の観察や、静謐で優れた景観を有する環境に魅せられてこの地を訪れる人々にとって、各所に露出する構造物のみならず、工事期間中の事業活動により人が自然と触れ合う活動が阻害される可能性は大きい。このため、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場に限らず、事業活動が行われるすべての場所において、人が自然と触れ合う活動に影響がないよう配慮すること。
- (2) 発生土置き場の存在が、南アルプスの観光資源としての価値を損なうことのないように、詳細な設計に当たっては、フォトモンタージュ等を作成し景観への影響について関係者と協議すること。また、周囲の環境と調和した構造・形態を保持し、林道及び登山道の利用者の障害とならないよう、保守管理及びモニタリングを経年的に実施すること。
- (3) 工事期間中は多くの工事車両が林道東俣線を通行することとなるため、必要な路面整備及び適切な運行計画、並びに工事関係者への指導の徹底など、安全確保のための十分な対策を講ずること。

## III 付帯事項（南アルプスユネスコエコパークに関して）

事業者は、「平成 25 年 9 月に公表された南アルプスユネスコエコパークの計画では、当社が計画している非常口や発生土置き場などはすべて居住や経済活動が可能な「移行地域」に含まれております。」（準備書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者の見解 P31）として、ユネスコエコパークの登録理念との整合性は図られているとの認識を示している。

しかし、トンネル工事に伴い地表部に露出する構造物の存在は、多様な生態系を損ない、そこを生育・生息エリアとする動植物の観察や教育を妨げることとなる。また、堆積残土や河川の汚濁が山岳・溪流景観を喪失させ、狭い山道を行き交う工事車両の往来がエコツーリズムや観光客の来訪を困難にするなど、その深刻な影響は移行地域のみならずエコパーク全体の機能喪失につながり、本来の目的の達成を妨げることになる。

いま、求められるのは、本年 6 月に予定されているユネスコエコパークの登録承認を

妨げる環境影響を可能な限り回避すべく、万全の対応を図ることである。

そのため、事業者は南アルプスの自然を十分に理解・認識し、計画の具体化に当たっては、評価書作成の前段階から関係行政機関等と協議を行うこと。また、エリア全体の保全管理策や実行体制など、必要とする一連の情報やデータの提出に責任をもち、必要な場合は計画の見直しも含めてユネスコエコパークの登録実現を積極的に支援することが必要である。

我々には、南アルプスを源とした豊かな自然環境とその恵みを、後世への財産として引き継ぐ責務があり、静岡市では、その豊かな自然を保全し、価値を磨き上げることによる地域活性化・地域振興を推進しているところである。特に、南アルプス地域においては、人と自然が共生し持続可能な発展の実現に向けた取組みを推進しており、これらの取組みが他地域へも拡大し、中山間地域全体の活発な経済活動に資することを目指しているところである。

よって、本事業においても、これらの取組みに寄与されることを期待するところである。

## おわりに

以上、「Ⅰ総括事項」、「Ⅱ個別事項」、「Ⅲ付帯事項」の3章立ての下、中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書【静岡県】に関し、南アルプスの自然環境の保全等に関する意見を表明いたします。

本意見の形成に当たっては、静岡市環境影響評価専門家会議に参画された委員の知見を結集するとともに、南アルプスを源流とする大井川流域7市2町の住民を代表する首長からいただいた提言にも配慮いたしました。

私ども日本人は、古来より自然に対して畏敬の念を持ち、一方でその豊かな恵みを受けて共に歩んでまいりました。これは、日本人における普遍的な姿であり、我々の世代だけでなく、将来の世代にもこの豊かで多様な自然を受け継いでいく責務があります。

事業者は、本事業の推進に当たっては、専門家の指導及び助言を受け、必要な場合は環境保全措置等を見直すとともに、最新かつ実効的な保全技術の導入等により可能な限り環境への影響を回避・低減するよう、最善の措置を講ずる責任を果たしていただきたいと考えております。

県知事におかれましては、このような私どもの思いをご賢察いただき、本事業において適切な環境影響評価に基づく保全措置が講じられ、万全の対応が果たされるよう知事意見として取りまとめていただきたく、お願い申し上げます。